

指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しについて

令和7年10月8日（水）

岬町	しあわせ創造部	広域福祉課
	広域福祉係	介護事業者担当
電 話	072-493-2222	
F A X	072-462-7780	

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第6号の規定により、下記の指定地域密着型サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社フラットワン
- (2) 代表者 代表取締役 中村 芳久（なかむら よしひさ）
- (3) 所在地 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1847番地の4

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 看護小規模多機能型ホームひらり
- (2) 事業所所在地 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1847番地の40
- (3) サービス種別 看護小規模多機能型居宅介護
- (4) 指定年月日 令和2年7月1日
- (5) 介護保険事業所番号 2791200138

3 指定取消年月日 令和7年11月30日

4 指定取消の理由

人格尊重義務違反【介護保険法第78条の10第6号】

- (1) 令和5年12月9日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。
- (2) 令和6年4月18日に1名の高齢者に対して医師でないのに医行為を行い、令和6年4月20日に同じ高齢者に対して医師でないのに医行為を行った。高齢者の身体を故意に傷つける行為であり身体的虐待に該当する。
- (3) 虐待を行った従業者が、（当時）代表取締役であった。